

---

# 第17回 富山市景観まちづくり審議会 議事概要

---

【日時】 令和4年2月17日（木）9：30～11：30

【会場】 富山県民会館 701号室

【出席者】 ○委員 11名  
○事務局 10名

【会議次第】 1 開 会  
2 報 告  
富山市景観計画の改定について  
3 閉 会

## 【議事要旨】

- 事務局 出席委員について報告いたします。現在、委員13名のうち、11名の委員にご出席いただいておりますことをご報告いたします。
- それでは、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。
- 富山市景観まちづくり条例施行規則第20条により、これ以降の議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。最初に会議録の署名委員を指名していただいた後、議事の進行をお願いいたします。
- 会長よろしくをお願いいたします。
- 会長 皆さんおはようございます。
- 会議録の署名は、二人の委員をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 委員 はい。
- 会長 議事録署名ということですが、前回の議事概要というのは、皆さんお読みになっていすか。その時にも課題となりました、審議会の進め方について、私のほうから発言させていただきましたが、今回も結局報告という形になっております。再三要請をしておりますがなかなか審議事項にはしていただけませんが、議事録にはしっかりと記載されますので追加で少し進め方について、会長としては景観審議会が適正に機能するように運営をしていくことは責務だと思いますので、そういう観点で発言させていただきます。前回の議事録の中の事務局の発言に、「景観計画案について、まだ作業中であり、正式にご提示できる段階では本来ない段階です。あくまでも、作業中の状況報告ということで中間報告をさせていただいており、最終的に出来上がったものについて、市の内部でオーソライズしたものを提示し、諮問することになります。今の段階では、市として正式に諮問するという段階まで出来上がっていませんので、諮問から答申までスムーズにいくように、今の状況を報告している」という見解ですが、私としては、どうしても釈然としません。結局最後の最後で1回審議したらそれでよいということですが、果たしてそうでしょうか。次の発言で、「今回の報告に対する意見や感想をいただくというのは、審議会というより委員の方個人の意見をいただけたらと思います。」とはっきり回答されていますが、個人の意見や感想を述べるのであれば、景観まちづくり審議会と名を打つのではなく、お仲間の懇談会というようなものだと思います。結局ストーリーを見ると、審議するのではなく最後の諮問するものを承認していただくというように受け取れます。一方、「最終的に答申をいただくとなると、それは個人の意見をいただくというのではなく審議会として取りまとめたものを市にいただくということになりますので、そこはやはりじっくりとご審議いただくということになります。」とおっしゃっています。じっくり審議ということは、このように時間をかけてステップバイステップで進めていくということだと思います。またパブリックコメントについても、「4月にパブリックコメントを実施し、市民の方に広くご意見をいただきますので、そこに出すときには市としてオーソライズしたものになりますので、そのあと4月のパブリックコメント、5

月の富山市都市計画審議会、富山市景観まちづくり審議会、6月の市議会については、市の内部でオーソライズしたものになる予定です。」とあります。市の内部でということですから、結局市で作ったものであって富山市景観まちづくり審議会で意見を言ったものは正式なものではないというニュアンスにとらえられます。本日改めて富山市景観まちづくり条例という一番根本の資料を添付いただきましたのでご覧いただいたと思います。市民との協働によって景観まちづくりを進めましょうというという条例であり、基本的な姿勢として市民との協働でやることはすごく大事なことであると思います。そしてその一つの筆頭が審議会であると思いますので、ここでしっかりと審議をいただくということが大事だと思います。富山市景観まちづくり条例第35条に、富山市景観まちづくり審議会の規定があります。「景観まちづくりに関する重要事項を審議するため、富山市景観まちづくり審議会を置く。2項に審議会は市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。」とあります。前回も指摘しましたが、景観まちづくりで一番重要な景観計画の改定という事項が審議にならないのか、私は不思議で仕方ありません。富山市景観まちづくり審議会として審議をし、再諮問するものだと思いますが、プロセスで審議しなくてどうするのですか。報告があったものに対して感想を述べているだけでじっくりと審議したものになるのでしょうか。また、富山市景観まちづくり条例第7条 2 項の市の先導的役割の所で、「市は景観まちづくりに大きな影響を与えられると認められる公共施設の整備を行おうとするときはあらかじめ審議会の意見を聴くとともに市民等の意見を反映するように努めなければならない」と定められております。何度も申しあげておりますが、呉羽丘陵フットパス連絡橋について、再三富山市景観まちづくり審議会の問題であり、説明を求めておりましたが、どんな風に進んでいるのか全く説明されておられません。そうしているうちにご存じの通り大きな問題になってしまいました。やはり審議会としてしっかりと市民の目、公的な目を入れることで正当な行政に繋がっていくと思います。非常に大きな課題だと思っております。ということを議事録にしっかりと残していきたいと思いますが、委員の方からご意見がありましたらお願いします。

委員 会長からご意見のあったことに関して、何気なく報告と書かれているのかあるいは明確な意図で報告と書かれているのかお聞かせください。

事務局 市の考えというのは以前と変わりません。現段階でご審議いただけるようなものができていないということです。この富山市景観まちづくり審議会というのは、地方自治法で定められている附属機関で、富山市景観まちづくり条例で記載のある通り、市長の諮問を受けて審議していただきます。現在は、執行機関である市長が景観計画を作りなさいという指示の下、私たちが策定を行っているところです。それが仕上がり、市長に諮り、市長がこれでいいとなったときに、富山市景観まちづくり審議会の委員の皆さんに意見を聴くという段階が来ます。それが現在の予定では5月になります。前回も申しあげたとおり、現在はものができていませんので審議していただくことができません。したがって進捗状況を報告させていただき、5月以降の審議に役に立ていただければということで現在の進捗状況を報告させていただいております。意図して報告とさせていただきます。

委員 おそらく、計画をどういった主体で計画を作っていくということだと思います。私は、市が

主体となって作り上げたものを最終的に審議会で協議するよりも、会長のご発言のように毎回審議として進め、協働で作りに上げていくのが適切だと思います。行政の進め方について詳しくありませんが、会長がおっしゃっていることは理解できます。たとえこれが不確定なものであっても、継続審議していけばいいものであって、そうした進め方も可能ではないかと思いました。

事務局

確かに、計画を作る際に外部の有識者の方々を入れて策定委員会を作って作り上げていく方法もあります。しかし今回、執行機関である市長の考え方は、執行機関の補助機関である部下に命じて、景観計画を作らせるという方針になりました。富山市景観まちづくり審議会などの地方自治法に基づく附属機関は、仕上がったものについて専門的な立場や客観的な立場から意見を聴くために作ったものです。これは条例で定められていますので、市議会などの承認を得て作ったものです。富山市景観まちづくり条例には、市長の諮問に応じて審議するとなっていたと思います。そこを逸脱して策定まで関わっていただくというのは、条例などに位置づけていく必要がございますので、その時は富山市景観まちづくり審議会の責務の中に入れ込む必要があります。ただ、今はそうはなっていないので、諮問をしてそこに対してご意見をいただくという立て付けになっています。

委員

わかりました。5月に諮問をする際には一度で終わる可能性や継続審議の可能性もあるという認識でよろしいか。

事務局

前回、委員からご指摘がありましたが、場合によっては、一回ではないということを申し上げました。その考えは今も変わっておりません。開催回数が何回になるかについては、審議会の中で議論いただくことになるかと思えます。

委員

今のお話だと、5月からが正式な審議会ということですが、本日は正式な審議会ではないのですか。例えば5月の審議会に先立つ事前調整会議というタイトルにしていたら今の理論は納得ができると思います。タイトルに審議会と書いてあるので会長が言われるのだと思います。タイトルを事前協議調整会と変えるならば何の問題もないと思います。時間を割いて審議会として参加していますが、審議会ではないといわれると何しに来たのかと思ってしまいます。

事務局

おっしゃる通りでございます。この審議会の位置づけとしましては、5月にある審議会をスムーズに進めるための情報提供、このタイトルが審議会なのか審議会でないのかはたしかに議論になるところだと思います。今回このようなことを行っておりますのは、景観計画については景観法に基づいて都市計画審議会の意見を聴かなければならないというのが必須事項であり、富山市景観まちづくり条例では審議会の意見を聴くこととなっておりますので、富山市としては、富山市景観まちづくり審議会の意見を聴きたいと思っております。5月には富山市景観まちづくり審議会、富山市都市計画審議会のご意見を聴きたいと思っております。富山市都市計画審議会にも同じように説明をしておりますところ、富山市都市計画審議会からは、作業の途中段階でもよいので状況報告はしてほしいというご意見がありました。富山市景観まちづくり審議会ではそのような意見はい

ただいておりますが、富山市都市計画審議会と足並みをそろえるために報告をさせていただきます。新たに立ち上げるというのはそれなりに時間がかかりますので、既存の審議会を活用させていただいたところでもあります。ご指摘のことは認識しております。

会長

富山市景観まちづくり審議会として、年間1回も審議会で審議していないことが続いていることは、異常事態だと思います。また、他都市も同じような条例の規定に基づいて行われていますが、富山市の解釈が全く違うということが解せません。市長や上司の指示があつて改定するわけなので、それは諮問という行為になります。最終結果の案だけが諮問されているわけではないと私は理解をします。最終案を決めるためには、基本的な考え方や根本的な理念が必要だと考えます。時代は少しずつ変わっていくわけですから、それを踏まえて富山市の景観まちづくりをどうするかということをご皆さんで話しあつていただいて、景観計画を改定すべきであるという根本的なことをぜひ議論いただきたい。そのために景観まちづくり審議会に参加しているという意識でございますので、そういうことを市はどうとらえられているのですか。協働といいながら全然協働していないということが問題だと思います。行政法の専門の先生に意見を伺つて、進め方が適正かどうか確認させていただきます。

では、景観計画改定の報告の説明をお願いします。

事務局

(景観計画改定の改定ポイント、基本目標、基本方針について報告)

委員

景観形成の基本方針ですが、景観分類の細分化ということで、従来「眺望・面・点」の3つから面を分割し「軸」を加えたというのはいいと思いましたが、「心象」は、「眺望・面・軸・点」のすべてに絡んでくると思うので、あえて踏み込む必要があるか疑問に思いました。「眺望・面・軸・点」のそれぞれに四季折々の感覚があり、人の感情を動かすいろいろな作用が景観にあるということだと思いますので、あえて心象というものを特化しなくてもよいと思いました。

会長

そのことは事前の打ち合わせでも私のほうから発言させていただきました。心象的な景観が重要であるという観点は皆さん合意されると思いますが、それを類型に入れるというのは次元が違ふと思います。心象景観の定義という本編の2-28に「心象景観とは、心の中で思い浮かぶ景観であり、経験や五感、感情、季節や時間などが相まって、その時々心に寄り添う景観として表れるものです。」と記載してあります。「心象景観」として切り出すためには、もう少しちゃんとした定義づけというものが必要となってくると思います。

事務局

先ほど説明した通り、今回新たな試みとして心象景観を入れましたが委員のおっしゃる通りの状況でございます。分類の中に組み込ませるか、もしくは観点として取り込み、少し分けて考えていくべきかについては、検討を深めていきたいと考えております。

会長

既存の文言では「文化的景観」という文言もありますが、どのように言葉をとらえていくか、特に行政文書に入り込んでくることになりまますから注意していただいた方がいいと思

います。

委員 景観分類の細分化について、これからもっと細分化されることによって例えば所有者が新築や改築をしようとするときに届出をしないといけなくなると思いますが、面や軸や点のどのような景観要素があるかわかりますか。例えば 1-21 に富山市の景観特性の地図がありますが、網羅的に把握していますか。それとも申請があるたびに現地調査や市民の意見を聴くなどして、その地点の景観要素を抽出するという作業が始まり、その都度どのような景観があるのかを定めるのですか。その流れについて聞かせていただきたい。

事務局 景観の届出制度については、一定規模を超えたものについては届出制度があり、市内全域に一律の行為であり、その中でも細分化した分類に基づいて、それぞれ細分化したものがどうあるべきか方針をそれぞれ述べております。異なる地域からそれぞれ話があれば、細分化した方針はどの地域であるか考えながらそれに合致した方向性に誘導しながら指導していくと考えています。

委員 景観計画の最終案が出る時点では、まだ網羅的にどんなところに点的景観要素や、地域の景観があるかというのは完全に決まらないという状態でしょうか。

事務局 はい。そのような状況になります。

会長 ざっくりでも、シミュレーションをしておかないと、作った規定と齟齬があるというのは非常にまずいと思います。また、日本の景観の特徴としていろいろなものが混在していくことが挙げられます。都市計画などの制限の中で自由度があるので、住宅街の中で商店も作ることもできます。そのような中で考えていかないといけなくなったときに、細かくするとさらにまた細かくしなければいけないというジレンマが発生します。細かくするというよりもむしろ景観的に同じ属性、例えば景観協議会のように、この地区は歴史的な景観を大事にした区域にするというようなことを皆さんで話し合い、特性として示すのが非常にマッチしていると思います。網をかけて誘導していくのは難しいと思います。いずれにしても、ざっくりとでもいいので、バックアップを作っていただいた方がいいと思います。また、同じところですが、景観分類の中で、「眺望・面・軸・点・心象」の中の、「軸」という文言が少し気になります。「軸」というのは、中心性や集約、都市軸という文言で使用し、「核」となるべき「線」というような部分があると思います。事例に挙げている海岸が軸になるのか違和感があります。文言的には、「面」と「点」があれば「線」だと思います。また、「軸」は長い線ではなく、ある程度コンパクトに示された線的なエリアが「軸」の概念だと思います。その観点も含め、それぞれ定義づけをした方がいいと思います。

委員 先ほど、景観分類の具体的な例示がないとわかりにくいという指摘がありましたが、分類ごとの考え方について示し、今後協働で理解を深めてより良い富山市の景観づくりを考えていこうという想いですか。それとも将来的には具体的なことを決めていくという考えですか。

事務局	<p>景観計画の改定の大きなポイントは、より多くの市民の方々に景観というものがどういうものかを知っていただき、景観まちづくりの参加のきっかけ作りをしたいと考えています。景観というのが特別なものではなく、皆さんの生活の周りにもあるというところから、市民の方々に景観というものを身近に感じていただけるような景観計画としたいと思っております。</p>
委員	<p>関連しますが、富山市の中に海から、高い山があり、大きな川が2つ流れており、それに付随した線があり、他の都市から見ると非常に特色のある地域だと思います。分けて考えておられますが、富山市のいいところは自然であり、それは削りようがありませんので、それを活かすというのは一つの中に含まれていくのではないかと思います。表現などについては、検討していただくと思いますが、やはり富山市の特性を生かした景観計画にしていきたいと思いました。</p>
会長	<p>個別と全体と両方大事です。</p>
委員	<p>委員の発言のあった内容で、1-19 ページの景観構造のイメージの断面図は、まさに富山市の地形が景観を生み出していることがわかりやすく示されており、非常に素晴らしいと感じました。また、先ほど心象景観について議論がありましたが、私の理解では、分類の問題だと理解しております。先ほどの説明の中で、景観計画をより市民の身近なものにしていくという視点で考えると、心象風景は非常に重要なものだと思います。おそらく物理的なものと次元が違うというところだと思います。例えば、大分類をもう一つ外につけるなど、何かしらの形で心象景観について残していただきたいと思います。</p>
会長	<p>改定の3つの視点の中で、視点1に、「社会情勢等の変化への対応」とあります。当然、太陽光パネルやデジタルサイネージは、視点1に該当すると思いますが、個別の案件だと思います。もう少し大きな観点で、「社会情勢の変化」というものをとらえ、これからの景観を議論していくことが必要だと思います。富山市は路面電車の南北接続をもって、コンパクトシティというものに一つの節目を迎えました。それにより、富山駅周辺部には、マンションやホテルが建設されている状況です。一方で、周辺部等に対するまちづくりについても重要であると聞いております。そういうところをどうとらえるかという観点です。富山市の大きな歴史の流れの中でどう対応していくのかという文言が欲しいです。単に太陽光パネルというような次元は違うと思います。</p>
委員	<p>今回新しく地域生活拠点を加えたということで、富山市の都市計画を景観にも反映することだと思いますが、地域生活拠点を一つ計画した終着点について教えてください。</p>
事務局	<p>今回地域生活拠点を設けた理由の一つには、上位関連計画の本市の大きなまちづくりの目標と呼応して景観がより良い生活環境を整えるために何ができるか考えた結果です。地域生活拠点とは、コンパクトなまちづくりの非常に重要な考え方の一つで、これから居住の誘導を進めていくことになる地区です。これまでの景観計画の中でも、地域生活拠点の都心地区に対する都心景観というものは設けておりましたが、特性を踏まえた地域生活拠点の景観という視点は抜け落ちておりました。地域生活拠点の景観をとら</p>

え、総合計画の目標である、コンパクトなまちづくりの推進と呼応するような形で景観計画が果たすべき役割を考えていきたいと思っております。地域生活拠点の方向性については、計画の構成案の中で、都心景観には保全と創造という方向性が該当しております。2-8 には、地域生活拠点の景観の方針に「暮らしの身近な拠点である地域生活拠点の景観を守り、創造する」と設定させていただいております。方向性としては、「都市機能が集積する拠点性を高めて、歩きたくなる景観づくり」、「地域固有の歴史や魅力を活かした、誇りと愛着を育む景観づくり」、「田園や自然など周辺環境を活かした、やすらぎの感じられる景観づくり」この3つの視点が大事であると整理しております。地域生活拠点は、住宅地という面や商業地という面などを併せ持っております。今後、市民主体の景観まちづくり活動や協議会の支援、景観まちづくり協定、地域生活拠点の中の公共施設を重要公共施設として指定していきたいと考えております。また、地域の核となる公共施設に関わるようなものに対しては、公共事業を通じた良好な景観形成、こういった施策を通して方針の具現化を進めていきたいと考えています。

追加で少し説明させていただきます。富山市は平成の大合併でいくつかの市町村が合併してできており、さらに前には昭和の大合併がありました。昭和の大合併の際には、旧富山市に水橋地域や和合地域が加わりました。役場を中心としたコミュニティが合併前からあり、その地域特性やコミュニティを残していくのが富山市のコンパクトなまちづくりです。景観の面においても、それぞれの地域の特性というものは残していかなければいけないということを考え、施策に取り組んでいきたいということがございます。

委員 根本の部分は、非常に共感します。景観計画の中に個々の地域性を盛り込みにくいと考えますが、14の地域生活拠点を伸ばしていく目論見はありますか。

事務局 それぞれの地域生活拠点の評価は、上位計画である都市マスタープランや立地適正化計画で、景観以外の地域のいろいろな特性については分析しております。先ほどのご意見の中で、富山市は多様な景観資源を持っており、そこはしっかりと生かしていきたいということが根底でございます。画一的な景観ではなく、それぞれの地域なりの景観というのはしっかりと残していきたいという、具体策というよりは想いというものをしっかりと盛り込んだところでございます。

委員 富山市の景観分類の小分類の写真ですが、市民が見たときにビジュアルと分類された内容が呼応すると一般的な方にとってはわかりやすいと思います。そういう視点からいうと、地域生活拠点は何のことかわかりません。もし地域生活拠点というものを分類に入れるとしたら、小分類と特徴に値する綺麗なわかりやすい写真を載せたらビジュアル的にわかりやすいと思いました。逆にビジュアルとして載せられないものであれば、項目としていかなものかと思います。分類するときにはわかりにくいと思います。

会長 心象景観についても関連しますが、分類というのは、同じ観点で分けないといけません。ある時には面的な観点またある時には心象で分類すると、重複して分類されてしまうので訳が分からなくなってきます。今の地域生活拠点の景観も、様々な観点が入ってくるためどう対応していいかわからないです。ベースはエリアで分けるとするならば、エリアでしっかり分け、それに対して歩いて暮らせる観点や心象という観点それをフィルター

とするのであれば良いと思いますが、分類と一緒にすると非常に話がややこしくなってしまうので、そのあたりをきちんと整理いただいた方がよいと思います。

委員

地域生活拠点と全体と関連しますが、景観計画の中に、子供目線の景観を入れていただきたいと思います。つまり、ふるさとの景観をどういう風に作るかという観点です。コンパクトシティ政策でまちなかへ集約するというまちづくりを進めていく中、今後子供たちにとってのふるさとがまちなかになっていく方向性になります。ふるさとという言葉の語感、田園や里山などかもしれませんが、まちなかで育った子供たちがこのまちが自分のふるさととを感じるようなまちづくりを進めていくべきだと思います。そうすると、自分の住んでいる地域の景観や身近な景観が、ここに住んでいて良かったと思えるような、良い思い出とともに子供たちの記憶に残るような景観づくりが大切だと思います。持続的なまちをつくるにあたり、子供たちは将来のまちづくりの担い手ですから、子供たちの原体験の中に良い景観の中で育ったという記憶をしっかりと持ってもらえるような、ふるさととしてのまちなかという観点を盛り込んでいただけたらいいと思います。地域生活拠点のほうに盛り込んでいただけたらおさまりがよいと思いました。

会長

非常に重要な観点だと思います。体系化、分類にもつながりますが、私はそういうことを含め、体系をもう少しご検討いただけたらと思います。私は、今の「子供」という観点は「心象」に入れてもいいと思います。要するに、「心象」というところで時代、年齢というカテゴリーがあり、時間で昼と夜、四季折々、時代、何十年もたった景観というものもそれぞれ心象としてあります。そういうヒエラルキーをしっかりと組み立てていくことが、基本計画に非常に大事だと思います。併せて 2-3 の景観の分類の表の方向性に、「保全・創造・活用」とありますが、「保全」、「活用」、「創造」のステップだと思います。また、すべての領域において、「保全」、「活用」、「創造」の観点は必要だと思います。

事務局

(景観計画改定の景観まちづくりの考え方、スケジュールについて説明)

会長

ご質問、ご意見をお願いします。

委員

三点あります。一点目が本編の最終ページに条例の抜粋と訴えたいメッセージが記載されていますが、こちらの扱いの位置づけについてお聞かせください。

事務局

この最終ページの部分について、非常に大事に扱っております。前回の審議会の中でも3つの目標を束ねるキャッチフレーズみたいなものをお二方の委員から提言をいただきました。わかりやすい言葉はないかと考える中で、富山市景観まちづくり条例の前文を改めて読むと、これに尽きるという文章でした。そこで、富山市景観まちづくり条例の前文をあえて載せて、立山連峰の写真の中に、「共感と協働による景観まちづくり」というキャッチフレーズを最終ページにしっかりと胸に打ち込むような形でお伝えできたらいいという想いで、このような表現の仕方を出したところでした。

委員

わかりました。構成としては最後に出てくるとわかりにくく感じます。全体を理解するうえでは、先に伝えた方がいいと思います。「共感」と「協働」は今回の改定で非常に重要な

キーワードだと思っています。また、条例の前文を紹介するのであるならば、1章だと思っています。本編に入れ込んでもいいと思います。

二点目が、4章の部分です。紹介にとどまっており、具体性がないと感じました。今回計画ですので、これまでの1章から3章までで掲げたものをどういう方向で、そういう手順で行っていくか示さないと、ビジョンをはじめ、下倒れになると感じました。市民の方と協働していくという中では、より具体性のある実現化の方策を示すことができれば非常に良くなると思いました。

三点目は、最後のマネジメントの部分です。4行で書かれている中で、評価のことも示されておりますが、評価する方法が示されていません。おそらくここが一番重要で、行政として覚悟を示すということになると思います。市民協働のメッセージとして示すことでより響く計画になると思いました。そのあたり議論されていることがあればお願いします。

事務局

最後のマネジメントとの話ですが、先ほど会長からも話がありました。ここ数年は富山市景観まちづくり審議会が開催されていないという背景があります。市として、一年の景観施策は最低限報告していく義務があると思っております。年に1回必ず審議会を開くことで、そして常に意見をいただきながら進行していくという方向にもっていきたいという想いから加えてあります。先に言われた、4章の具体性に欠ける部分ですが、私自身も全体を見渡す中で前段のほうは非常に太っていますが最後が細くなっていると感じております。今一度検討を深めていきたいと思っております。

委員

富山市景観まちづくり審議会の位置づけというのは、これから評価に富山市景観まちづくり審議会が関わっていくというのですか。

事務局

はい。報告することによって様々な意見を頂戴いただければと思います。

委員

非常に良い考えだと思います。明示していただけるとよいと思えました。

委員

私も、最後の4章にすごく期待をしていました。4章が大事なアクティブプランだと思っております。他都市でも4章を充実させるため、様々な施策を挟んでいます。先ほど説明の中で、具体的な施策がなかった部分の不十分を反省していくという説明がありましたが、その部分が盛り込まれていません。例えば1-5ページに関連計画のなかに様々な事業がありますが、関連計画とリンクさせればなんでもできそうだと思います。また、最後のキャッチコピーは非常に素晴らしいと感じました。表紙に入れ、その言葉尻を各ページに落としていければいいと思えました。デザイン的な視点で、2章の色の彩度が異なっており文字の視認性が悪いと思えました。べた抜きに白抜きのフォントが非常に見にくく、大事なタイトルが全ページで見にくいのと、2章の彩度が合っていないのは、最低限調整していただけたらと思います。

委員

最終ページについて、前回全体のイメージが伝わるようなものを入れた方がいいとお話しさせていただき、今回の資料には、最後のページで入れていただき、心を動かされました。皆さんのお話しにもありましたが、冒頭の説明がどうしても体系の部分の説明で固い文字が続くので、資料を見られた方が富山市の方向性がすぐにわかると皆さんの心

の中にすぐに思い浮かび伝わると思いました。

委員

委員の指摘にもありましたように、タイトルバーについては私も少し気になっていました。例えば富山市のシンボルカラーがもしもグリーンであれば、タイトルバーは、グリーンのグラデーションにするなど、統一性があればいいと思います。今回のように違う色を使用するのであれば、トーンを合わせた方が、キャッチとして入りやすいと思います。また、2章の中でモノトーンのラフデザインが11パターン出てきており、それに色が全くついていないのが気になります。もし、明確に代表例があれば、大きな写真で載せた方がわかりやすいと思いました。色のないものは、他とそぐわないと思います。写真にするか、デザイン画であれば色を塗る必要があると思いました。

委員

今回、公共施設の景観まちづくりについて、しっかりと記載されているのは非常に素晴らしいと思いました。その前の3章の3までが市民向けの情報提供に対し、3章4は行政自らの宣言のような位置付けだと思います。ここに記載しているものが実効性のあるものとするため、活力都市創造部だけの問題ではなく、建設部との綿密な連携が必要になると思います。連携をしっかりと取っていただきたいと思いました。3章5に、眺望景観が出てきますが、高さ規制が中心部がないというのが非常に気になります。前回は、高度利用地区なので高さ規制は設けていないという説明をしていただきましたが、もちろん高度利用地区で、建蔽率・容積率を規定することによって、間接的に高さはある程度は抑制できることだと思います。しかし、大きな敷地で計画がある際は、現在ある高層の建物以上の建築物が建築可能な状況となっていますので、中心部もある程度の所で、高さ規制が必要だと考えます。景観計画の中にある、眺望景観を守るためには、そういったことをしっかりと進めていく必要があると思っています。また、以前この審議会の下部組織で、夜間景観検討部会がありまして、報告書が仕上がったわけですが、HPに公表されていません。また、今回の景観計画についても夜間景観についてもほとんど触れられていないので、夜間景観に対するスタンスについて教えていただけたらと思います。

事務局

公共事業については、公共事業についての考え方について持っていなければいけないと改めて思い、他の自治体からの事例を集めながら方向性を示し、庁内に対する意気込みを見せたいと思い作成したものです。年に一度、庁内のポータルに掲載し、周知をしていきたいと思っております。眺望につきましては、都市機能の集積、良好な眺望景観の保全の両立の中でどう深めていくか引き続き検討していくところです。夜間景観については、皆さんの協力を得ながら社会実験などを実施し、いろいろ検討したところでございますが、そのあとの展開については市の内部で整理できておりませんので、今回の景観計画の中に取り込むことができませんでした。しかしながら、今後の重要なポイントだと思っておりますので、引き続き検討していくこととしております。

会長

盛り込めない理由がわかりません。必要な観点や取り組み事例については入れることができるかと思います。

一番大きなところは、最終ページの「共感と協働による景観まちづくり」というのは当然冒頭の部分に来るべき内容だと思います。また、都市計画の担当部署にも貼り出していただき、「協働」について日々考えていただきたいと思います。また、細かいところですが、

タイトルバーについて、べた抜きは、文字がつぶれてしまいます。ですから明朝体は基本避けた方がいいです。ゴシック系にし、少しだけ太目の書体にするのは、グラフィック系では当たり前の話です。また、委員からの指摘にもありましたが、4章が一番大切な部分ですので、もう少し充実させてください。また、奥付がありませんが、富山市景観まちづくり審議会の委員の皆さんが関わって出来たという策定のプロセスを必ず入れるようにしてください。また、A3 の資料の中の、景観形成の基本方針②と書かれている表について、大分類と小分類の項目が混在しているため、軸をしっかりと守っていただかないと混乱してしまいます。また、改定の背景や、今後の富山市の景観まちづくりの方向性の観点が弱いと思います。例えば、SDGsのカーボンニュートラルへの配慮については、これからますます高まりますし、ESG などとも言われています。要するに、経済と環境問題、そして景観を等質的に考え、保全する中で、経済を回すことがこれから大きな課題です。そのトップランナーに富山市はならないといけないと思います。ですから、景観についても、カーボンニュートラルに配慮した景観の方針としては非常に重要な扱いになると思います。また、景観まちづくりの基本方針について、2-4 の眺望景観の方針について、右下に路面電車が走っている向こうに立山連峰が見える日頃の生活の中に触れられる、非常に素晴らしい景観は非常に大事なポイントだと思います。しかしながら写真はあるものの方針には書かれていないので、記載してほしいと思います。また、2-6 の都心景観の方針の方向性②に、「気品ある賑わい」と記載がありますが、どのような賑わいか説明していただきたいです。このあたりは、文言一つ一つが大事なので、それぞれの言葉に対して、説明を求められた際に答えられるようにしてください。細かいことが多くあります。2-12 の歴史景観の方針に「貴重な歴史的まち並み景観を守り、創造する」とありますが、「創造する」とはどのようなことを指していますか。2-14 の工業地景観の方針の方向性③に「工業地域特有の意匠を活かした景観づくり」とありますが、夜間景観が関連して出てくると思います。2-22 の鉄軌道沿線景観に、鉄道が走る光景を写真で撮っている人が描いてありますが、こういう観点は大事だと思います。しかしながら方針には記載されていません。細かくチェックしていくと、疑問に思うことがぼろぼろと出てきます。まずは、体系的なマトリックスを核にすること、次にそれぞれの方針と記載されている文言と写真と本文と整合性があるかどうか、一つ一つの文言の定義がどんな観点か、そのあたりをご確認いただきたいと思います。

委員

景観計画の中で、一番期待したのは 4 章でした。ほかの委員がおっしゃった通り、4章の中をもう少し盛り込んでいただきたい。例えば、景観まちづくりアドバイザーの活用と記載がありますが、景観まちづくりの派遣制度の概要や派遣要望はどういうもので、過去の事例について、そういった事例を少し載せていただくと、より有効になると思いました。A3 の3つの視点の③の中に「これまで不十分であった施策の進行管理や見直し等の評価体制を整備」と明言してあるので、4章の景観マネジメントシステムの整備についてはもう少し充実した内容で書き込んでいただけたらと思います。図案についてもわかりやすくここに明示して頂ければ良いと思います。同様にまちづくり協議会についても十分に詳しく記載をしていただけたら良いと思います。

会長

そうしましたら、本日ご説明いただいた内容については、委員の方々からの質問等ご意見が得られておりますのでこれで事務局のほうにお返しいたします。

事務局

会長、委員の皆様ありがとうございました。以上を持ちまして第 17 回富山市景観まちづくり審議会を閉会させていただきます。